

○市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例

平成19年9月27日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市立福知山市民病院及び市立福知山市民病院大江分院（以下「市立福知山市民病院等」という。）における医師の業務に従事しようとする者に対し、研修又は修学に要する資金（以下「奨学金等」という。）を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保に資することを目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 福知山市民病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる者であつて、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、無利息で管理者が別に定める額の奨学金等を貸与することができる。

- (1) 臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けている医師（以下「臨床研修医」という。）
- (2) 大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する医師（以下「大学院生」という。）
- (3) 大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者（以下「大学生」という。）

(返還の免除)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金等の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 臨床研修医として奨学金等の貸与を受けた者（この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。）が、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間（奨学金等の貸与を受けた期間に相当する期間（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）をいう。以下同じ。）に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「医療機関」という。）における医師の業務に従事した場合に限る。
- (2) 大学院生として奨学金等の貸与を受けた者（この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者を除く。）が、大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。
- (3) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者（この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受

けた者を除く。)が、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得し、直ちに臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に貸与相当期間従事した場合。ただし、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間、医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。

(4) この条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、それぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間(1年未満の端数があるときは、これを1年とする。)に相当する期間に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に当該相当する期間従事した場合であつて、管理者が別に定める場合

(5) 奨学金等の貸与を受けた者が、前各号に規定する市立福知山市民病院等における業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

2 疾病、負傷その他管理者が別に定める事由により医師の業務に従事できなくなった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、管理者が別に定める。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金等の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 奨学金等の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金等を返還することができなくなった場合

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が特別の事由があると認める場合
(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例の規定は、施行日以後に研修又は修学に要する資金(次項において「奨学金等」という。)を貸与する者について適用する。

3 この条例による改正前の福知山市医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例の規定により奨学金等を貸与した者に対する当該奨学金等の返還等の取扱いについては、なお従前の例による。

市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例施行規程

福知山市病院事業管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等の貸与に関する条例（平成19年福知山市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(奨学金等の額)

第3条 条例第2条に規定する別に定める額は、月額15万円とする。

2 管理者は、奨学金等の貸与を受けようとする者が、産婦人科、小児科又は小児外科の診療に従事する意思を有する者である場合は、前項の額に月額5万円を加算することができる。

(貸与の申請)

第4条 奨学金等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等貸与申請書（別記様式第1号）、誓約書及び推薦調書（次条において「貸与申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の場合において確実なる連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第5条 管理者は、貸与申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学金等の貸与を決定し、その旨を市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等貸与決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(貸与の方法)

第6条 管理者は、6月、9月、12月及び翌年3月において、それぞれ当該月分までの奨学金等を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 前条の規定により奨学金等の貸与の決定の通知を受けた者（次条において「貸与決定者」という。）は、奨学金等の貸与を受けようとするときは、前項に規定する月の10日（特に管理者が指定したときは、その指定した日）までに請求書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学金等を貸与するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第7条 管理者は、貸与決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 臨床研修を受けなくなったとき。
- (2) 大学院の医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- (3) 大学を退学したとき。
- (4) 奨学金等の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 管理者は、貸与決定者が臨床研修を休止したとき、又は大学院若しくは大学において休学し、若しくは停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から臨床研修を再開し、又は大学院若しくは大学に復学した日の属する月の分までの奨学金等の貸与を停止するものとする。

3 管理者は、奨学金等の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等貸与決定取消（停止）通知書（別記様式第3号）により当該貸与決定者に通知するものとする。

（返還の方法）

第8条 奨学金等の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者が別に定める日までに一括払の方法又は管理者が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間（次条第1項第2号に規定する事由により返還が猶予された期間がある場合は、当該猶予された期間を合算した期間）内に月賦若しくは半年賦の均等払の方法により奨学金等を返還しなければならない。

- (1) 奨学金等の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 次に掲げる日の翌日から起算して貸与相当期間に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき、又は市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が貸与相当期間に達するまでの間において、医療機関における医師の業務に従事しなかったとき。

ア 臨床研修を修了した日

イ 大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日

- (3) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者であって、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得しなかったとき。
- (4) 条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、重複して奨学金等の貸与を受けた期間の終了した日（以下「終了日」という。）の翌日から起算してそれぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）に相当する期間（以下「通算貸与相当期間」という。）から終了日前の市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間（奨学金等の貸与を受けていた期間を除く。）を控除した期間（以下「免除従事期間」という。）に3年を加えた期間内において、市立福知山市民病院等における医師の業務に免除従事期間従事しなかったとき、又は市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が免除従事期間に達するまでの間において、医療機関

における医師の業務に従事しなかったとき。

(返還の猶予)

第9条 管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、かつ、奨学金等を返還することが困難であると認めたときは、その状況が継続している期間、奨学金等の返還を猶予することができる。

(1) 条例第3条第1項第1号から第5号までに規定する奨学金等の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項第1号の規定に該当し、同項の規定により奨学金等の返還の猶予を受けようとする者は、当該事実を証する書類を管理者に提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定に該当し、同項の規定により奨学金等の返還の猶予を受けようとする者は、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等返還猶予申請書(別記様式4号。次項において「返還猶予申請書」という。)に当該事由を証する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、第2項の書類又は返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学金等の返還の猶予を決定し、その旨を市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等返還猶予決定通知書(別記様式第5号)により当該奨学生に通知するものとする。

(返還の免除)

第10条 条例第3条の規定により奨学金等の返還の免除を受けようとする者は、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等返還免除申請書(別記様式第6号。次項において「返還免除申請書」という。)に当該事実を証する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金等の返還の免除を決定し、その旨を市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等返還免除決定通知書(別記様式第7号)により当該奨学生に通知するものとする。

3 条例第3条第1項第4号に規定する別に定める場合は、終了日の翌日から起算して免除従事期間に3年を加えた期間内において免除従事期間、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した場合をいう。ただし、市立福知山市民病院等における医師の業務に従事した期間が免除従事期間に達するまでの間、医療機関における医師の業務に従事した場合に限る。

4 条例第3条第2項に規定する別に定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

5 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により医師の業務に従事できなかった期間(3年を限度とする。)は、これを算入しない。

6 第3条第2項の規定により加算された額については、産婦人科、小児科又は小児外科の診療に従事した場合に限り、返還を免除する。

(遅延利息)

第11条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金等の額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第12条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市立福知山市民病院医師養成確保奨学金等異動届（別記様式第8号。次項において「異動届」という。）に当該事実を証する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 臨床研修を受け、修了し、又は受けなくなったとき。

(2) 大学院を休学し、復学し、又は医学を履修する課程に在学しなくなったとき。

(3) 大学を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。

(4) 大学院又は大学で停学その他の処分を受けたとき。

(5) 医師の免許を受けたとき。

(6) 奨学金等の貸与を辞退するとき。

(7) 市立福知山市民病院等若しくは医療機関における医師の業務に従事することとなったとき、又は従事している市立福知山市民病院等若しくは医療機関を変更することとなったとき。

(8) 氏名又は住所を変更したとき。

(9) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(10) 連帯保証人が死亡したとき。

(11) 連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、異動届を管理者に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。